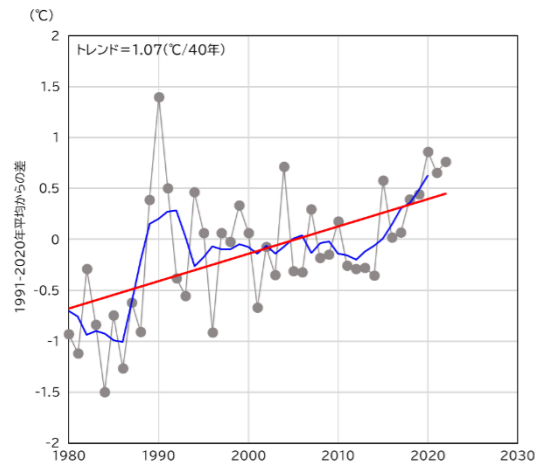


第1章 計画策定の趣旨

1. 地球温暖化の現状と将来

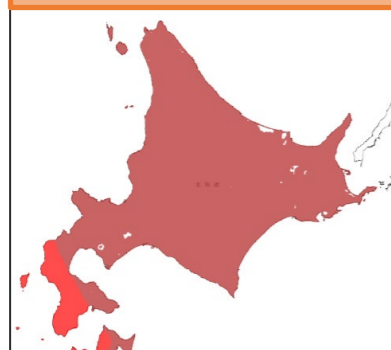
二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。本町においても1980（昭和55）年から2022（令和4）年の年平均気温は、40年あたり1.07℃の割合で上昇しています。



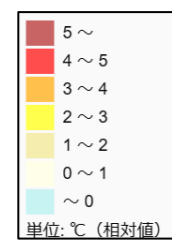
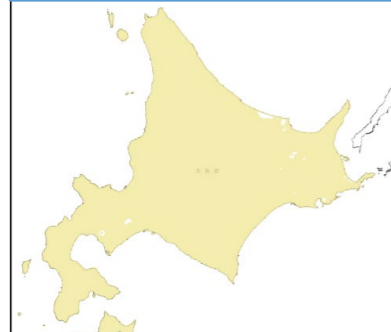
八雲観測所における年平均気温の推移
（出典：過去の気象データ（気象庁））

本町の年平均気温は、将来、追加的な地球温暖化対策を実施しなかった場合には4℃以上、厳しい地球温暖化対策を実施した場合においても1～2℃上昇することが予測され、地球温暖化に伴う気候変動の影響が懸念されています。

追加的な地球温暖化対策を実施しなかった場合（SSP5-8.5）



厳しい地球温暖化対策を実施した場合（SSP1-1.9）



北海道における年平均気温の将来予測

（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所））

2. 地球温暖化対策の動向

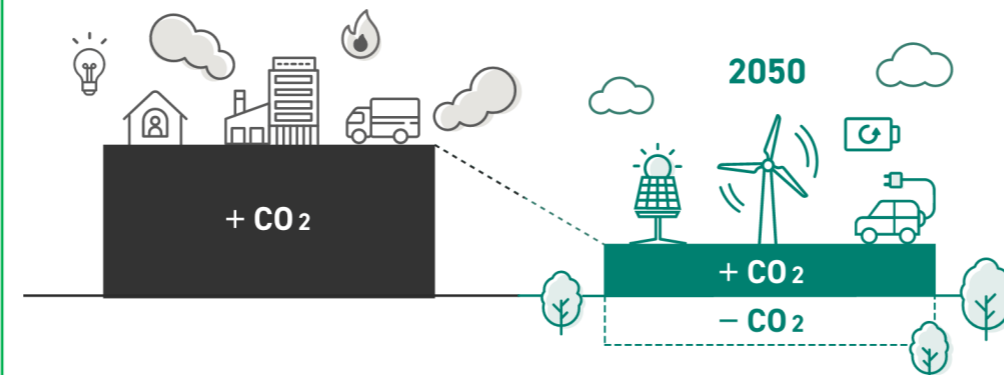
(1) 世界

- ① パリ協定の採択
先進国のみならず、発展途上国を含む初の全世界共通となる温室効果ガス削減目標が掲げられました。
- ② 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）
パリ協定に定められた1.5℃に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの実現と2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求められました。

※カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。

(2) 日本

2020（令和2）年10月に、国が2050（令和32）年にカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されました。
2021（令和3）年5月に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられました。



カーボンニュートラルとは（出典：脱炭素ポータルサイト（環境省））

2. 地球温暖化対策の動向

(4) 本町

2008年（平成20年）に「八雲町温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、2030年（令和12年）を新たな目標年として定めて改定しました。
2022（令和4）年3月に、国内外の動向を受けて、地球温暖化問題の解決に地域レベルで貢献し、安全で豊かな生活環境と産業の活性化のため「ゼロカーボンシティ八雲」を宣言しました。
2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、地球温暖化問題に長期的な視点で取り組むことを決定しました。これに伴い、同年に「2050年カーボンニュートラル実現に向けた八雲町地域再生可能エネルギー導入戦略」を同時に策定し、2050（令和32）年までの再生可能エネルギー導入量を定めました。
本計画「八雲町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、国の計画の見直しや国内外の動向なども踏まえ、温室効果ガス削減目標と目標達成のための施策を定め、一層の地球温暖化対策を推進させます。

2. 地球温暖化対策の動向

(3) 北海道

2020（令和2）年3月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、「北海道気候変動適応計画」を策定されました。
2021（令和3）年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定し、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を開始しました。



ゼロカーボン北海道とは

（出典：北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）【改訂版】）

北海道八雲町長 岩村 克詔 殿

貴町におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。今回の貴町の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で636地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴町及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 山口 壯

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画では、温室効果ガス排出量を削減するための「緩和策」、気候変動の悪影響を軽減する「適応策」の双方を推進し、町域の温室効果ガス排出量を削減するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、町民、事業者、町等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるように定めることを目的とします。

緩和とは？

原因を少なく

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

2つの 適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培
- 水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

緩和策と適応策

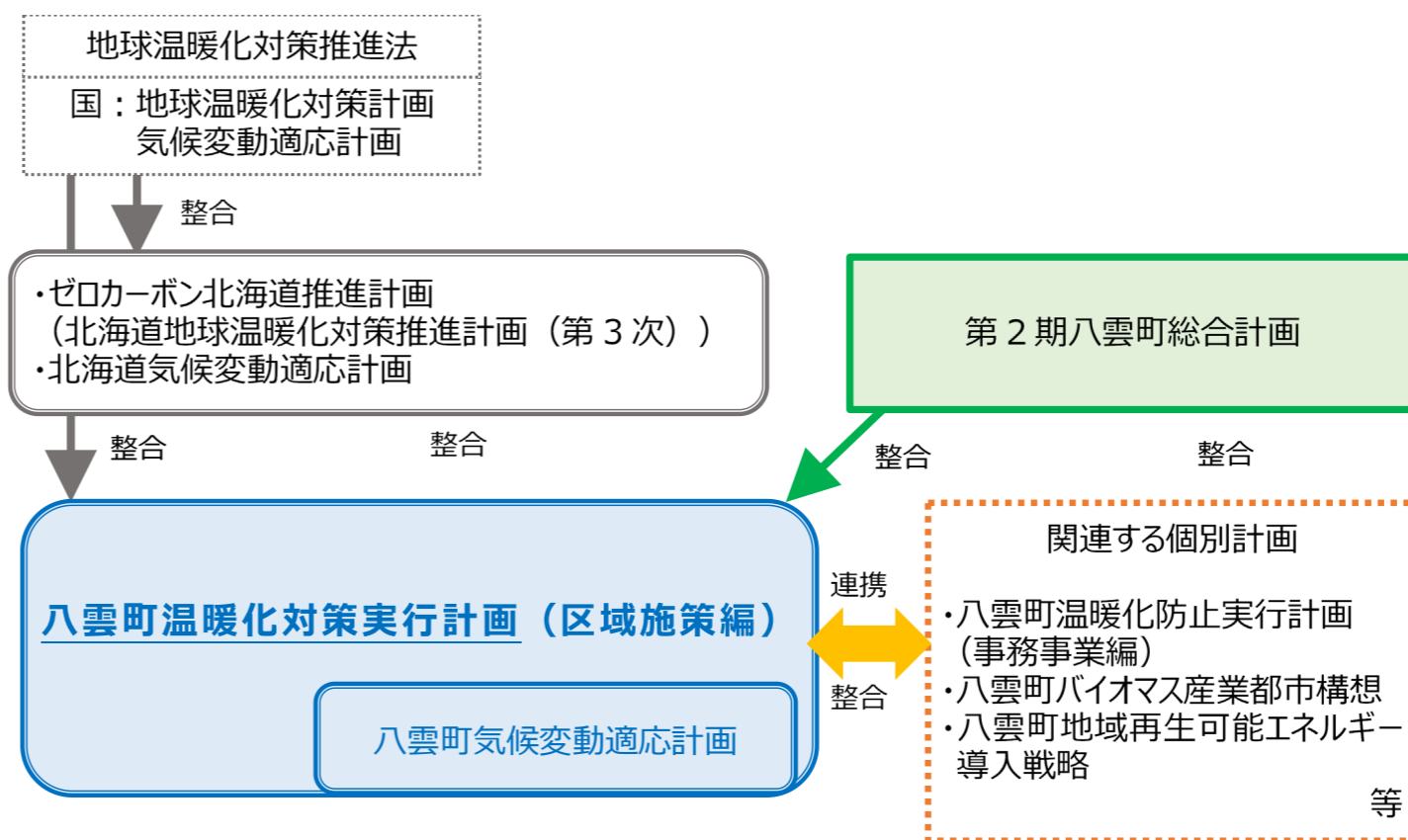
（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所））

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の自然的・社会的特性に応じて、温室効果ガス排出の削減等を行うため、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものです。

本計画は、「第2期八雲町総合計画」を上位計画とし、「八雲町バイオマス産業都市構想」、「八雲町温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「2050年カーボンニュートラル実現に向けた八雲町地域再生可能エネルギー導入戦略」などの関連計画と連携しながら推進します。

また、計画の推進にあたり、国の「地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月）」や北海道の「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）[改定版]）2022（令和4）年3月）」との整合性にも配慮するものとします。



本計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

ただし、国内外の社会情勢の著しい変化等にに合わせて、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うこととします。

4. 基準年度・目標年度

基準年度は2013（平成25）年度、中間目標年度は2030（令和12）年度とし、カーボンニュートラルを見据えた長期目標年を2050（令和32）年とします。

5. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法において定められている7種類のガス（CO₂：二酸化炭素、CH₄：メタン、N₂O：一酸化二窒素、HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類、SF₆：六ふっ化硫黄、NF₃：三ふっ化窒素）を対象とします。

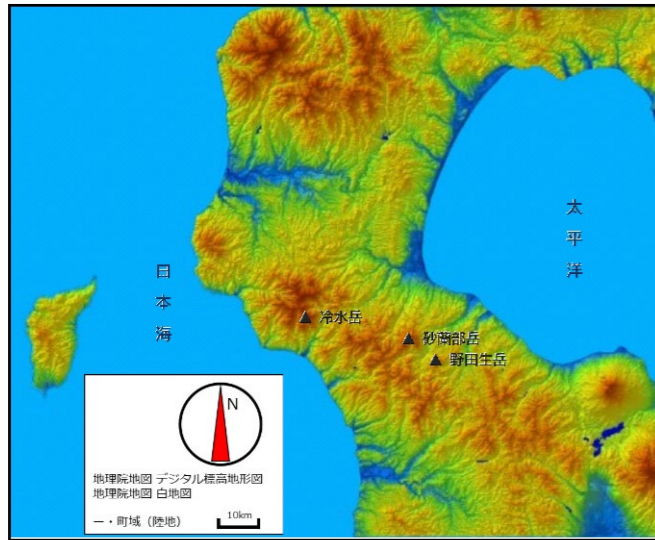
ただし、温室効果ガスの算定対象は、算定困難な4ガスを除外した、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

第3章 本町の地域特性

1. 自然的条件

(1) 位置・地勢

北海道の南側に位置し、町の中央付近に北西から南東にかけて多くの山岳が連なっています。日本で唯一、日本海と太平洋に面した町であり、自然の恵み豊かな地域です。

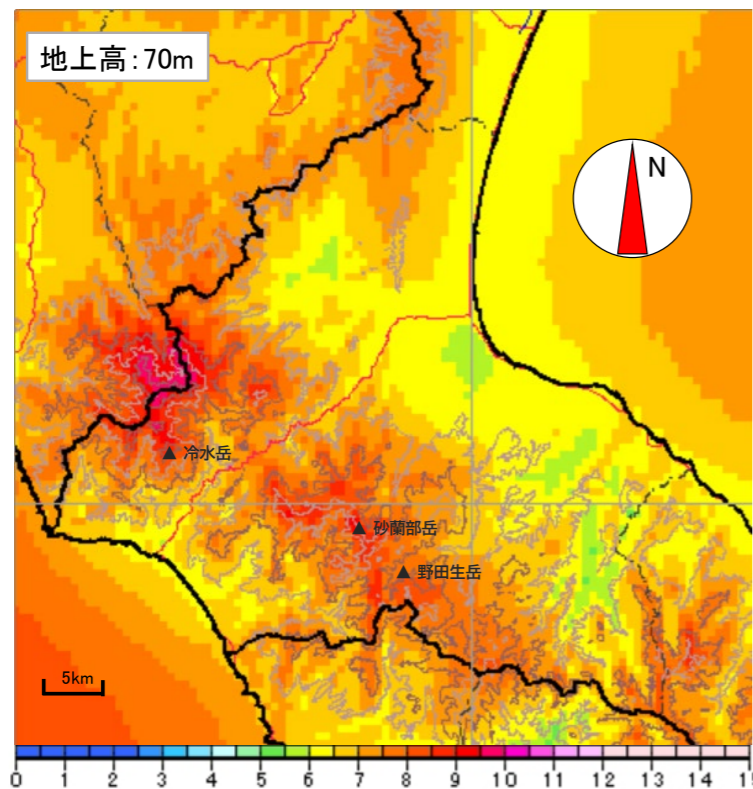


本町の位置（出典：地理院地図（国土交通省））

(2) 気候

気温と降水量、日照時間と日射量を概説。

地上 70m における風況は、山岳付近で強く年間平均風速 7.0～9.5m/s となっていますが、ほとんどの地域は 5.5～6.5m/s となっています。

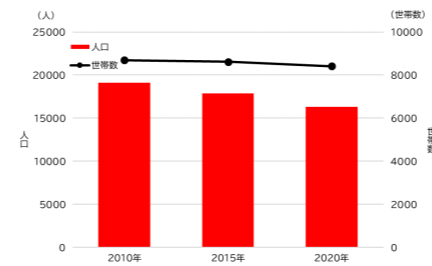


本町の風況マップ（2022 年度）（出典：風況マップ（NEDO））

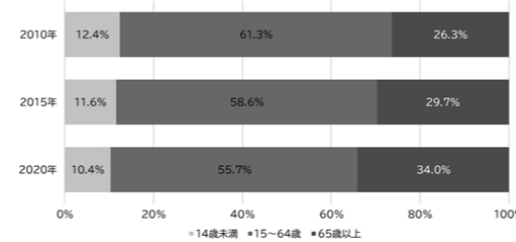
2. 社会的条件

(1) 人口・世帯

本町は 2010（平成 22）年から 2020（令和 2）年で人口は減少傾向にあり、65 歳以上の年齢別人口割合が増加しています。



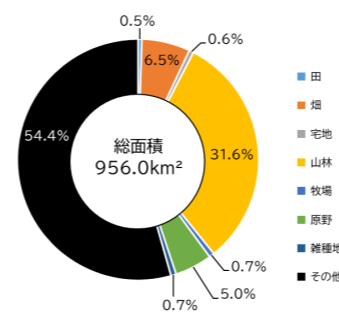
本町の人口・世帯数の推移（出典：住民基本台帳（総務省））



本町の年齢別人口割合の推移（出典：住民基本台帳（総務省））

(2) 土地利用

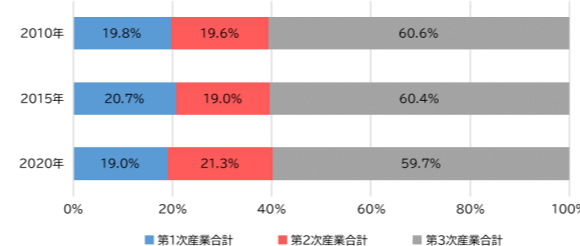
本町の地目別土地面積は、2020（令和 2）年に山林が 31.6%と最も多く、次いで畑が 6.5%、原野が 5.0%と続いています。



本町の地目別土地利用割合の推移（出典：統計 八雲—令和 4 年度版—（八雲町））

(3) 経済活動

本町における産業大分類別就業者比率は第 3 次産業の就業者が最も多く、全体の約 6 割を占めています。



本町の産業大分類別就業者比率（出典：国勢調査（総務省））

3. 再生可能エネルギーのポテンシャルと導入状況

(1) 再生可能エネルギーのポテンシャル

① 太陽光発電等（バイオマス以外）

本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、電気としての利用で 6,293 MW（13,612,276 MWh/年）、熱としての利用で 1,035,421 GJ/年が存在します。

電気としての利用の内訳は、太陽光発電 2,459 MW（2,811,069 MWh/年）、陸上風力 3,766 MW（10,368,649 MWh/年）などとなっています。

大区分	中区分	導入ポテンシャル	
太陽光	建物系	124 MW	142,339 MWh/年
	土地系	2,335 MW	2,668,730 MWh/年
	合計	2,459 MW	2,811,069 MWh/年
風力	陸上風力	3,766 MW	10,368,649 MWh/年
中小水力	—	21 MW	135,965 MWh/年
地熱	—	47 MW	296,593 MWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		6,293 MW	13,612,276 MWh/年
太陽熱	太陽熱	142,779 GJ/年	
地中熱	地中熱	892,642 GJ/年	
再生可能エネルギー（熱）合計		1,035,421 GJ/年	

再生可能エネルギー種別導入ポテンシャル（出典：自治体再エネ情報カルテ（環境省））

② バイオマス

【家畜ふん尿】

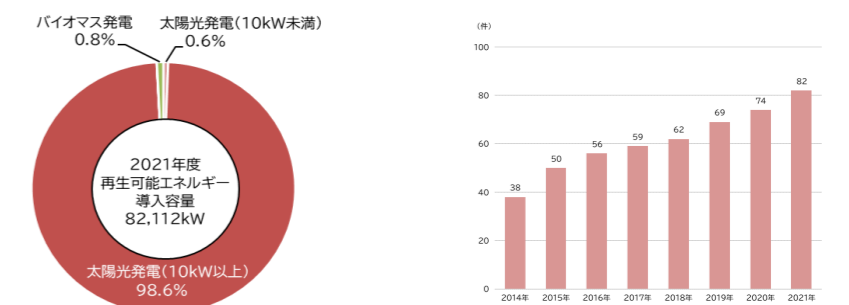
廃棄物系バイオマスでは、基幹産業である酪農から発生する家畜ふん尿が 17,091t-C/年と最も多く、バイオマス発生量全体（炭素換算）の約 6 割を占めています。家畜ふん尿は全量が利用されており、堆肥に変換されるほか、町内 5ヶ所のバイオガスプラントでメタン発酵処理後、消化液として農地還元されています。

【水産廃棄物】、【食品残渣】、【木質バイオマス】

(2) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は、2021（令和 3）年度で 82,112kW であり、太陽光発電（10kW 以上）が 98.6%を占めています。

太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数（累積）は、2015（平成 25）年度の 38 件から 2021（令和 3）年度の 82 件に増加しています。



本町の再生可能エネルギーの導入容量

本町の太陽光発電（10kW 未満）設備導入件数（累積）

（出典：自治体排出量カルテ（環境省））

第4章 温室効果ガス排出量の現状と将来推計（1）

1. 温室効果ガス排出量の現状

（1）町域のガス別温室効果ガス排出量の現状

温室効果ガス排出量は、2019（令和元）年度に 215.7 千 t-CO₂ であり、基準年度の 2013（平成 25）年度と比較して、35.2 千 t-CO₂（14.0%）削減しています。

ガス別の排出割合は、二酸化炭素が 71.3%を占めており、メタンは 23.9%、一酸化二窒素が 4.8%を占め、メタンの割合が北海道や全国より大きいのが特徴です。

本町の温室効果ガス排出量の推移

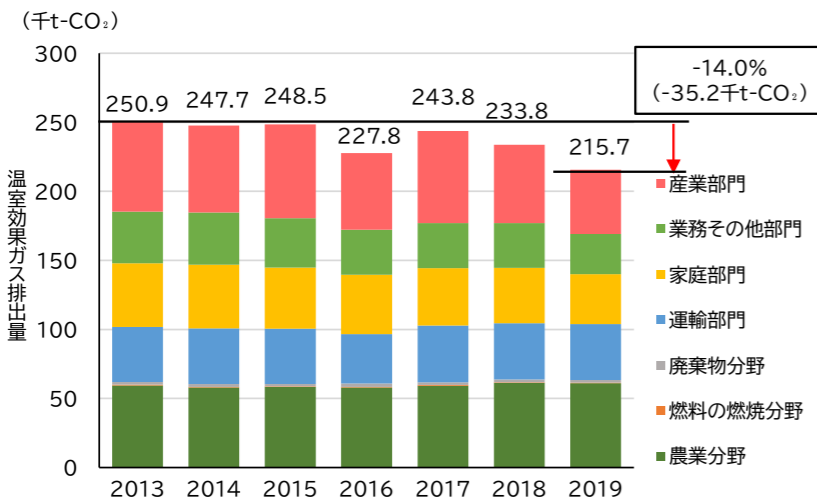
（単位：千 t-CO₂）

部門	2013年度 （基準年度）	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
							排出量	基準年度比
二酸化炭素	190.6	188.9	189.4	169.1	183.7	171.8	153.9	-19.3%
メタン	50.8	48.8	49.4	49.2	49.8	51.6	51.5	1.4%
一酸化二窒素	9.5	9.9	9.7	9.5	10.3	10.5	10.3	8.6%
合計	250.9	247.7	248.5	227.8	243.8	233.8	215.7	-14.0%

※ 端数処理により合計等と一致しない場合があります。

（2）町域の部門別温室効果ガス排出量の現状

2019（令和元）年度における部門別の温室効果ガス排出量割合は、産業部門が 21.6%、業務その他部門が 13.4%、家庭部門が 16.8%、運輸部門が 18.8%、廃棄物分野が 0.8%、燃料の燃焼分野が 0.2%、農業分野が 28.3%を占めます。



本町の部門別温室効果ガス排出量の推移

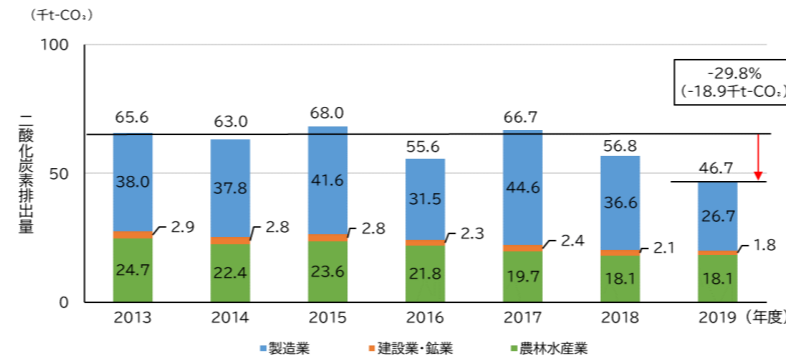
（3）町域の部門別二酸化炭素排出量の現状

2019（令和元）年度における部門別の二酸化炭素排出量割合は、産業部門が 30.3%、業務その他部門が 18.8%、家庭部門が 23.6%、運輸部門が 26.3%、廃棄物部門が 1.0%を占め、国、北海道と似通った割合構成となっています。

（4）部門別二酸化炭素排出量の現状

■ 産業部門

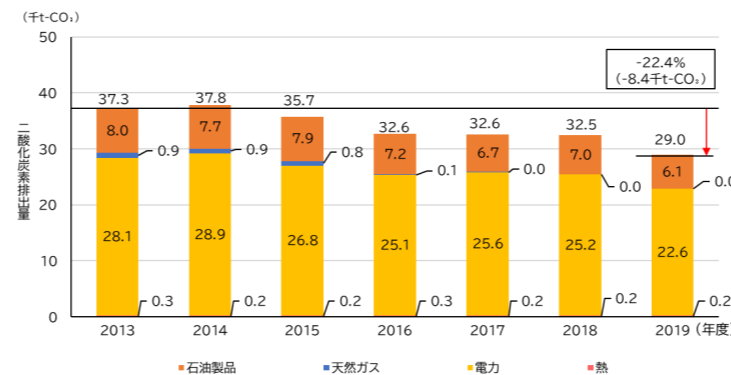
2019（令和元）年度は 46.7 千 t-CO₂ であり、基準年度比で 29.8% 減少しています。



本町の産業部門の二酸化炭素排出量の推移

■ 業務その他部門

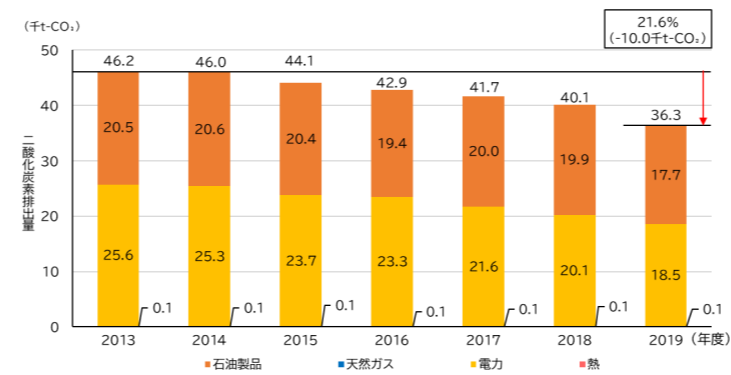
2019（令和元）年度は 29.0 千 t-CO₂ であり、基準年度比で 22.4% 減少しており、電気の使用による排出が 78.2%を占めています。



本町の業務部門の二酸化炭素排出量の推移

■ 家庭部門

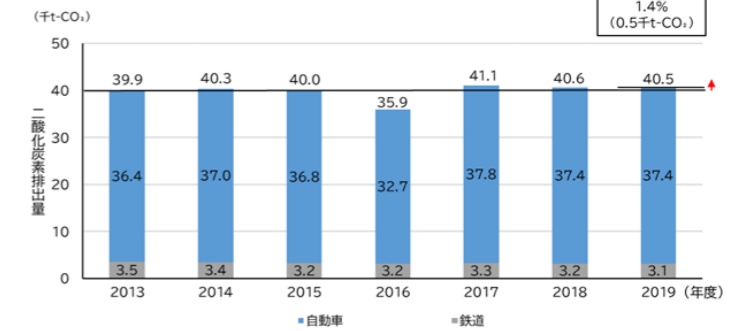
2019（令和元）年度は 36.3 千 t-CO₂ であり、基準年度比で 21.6% 減少しており、電気の使用による排出が 51.0%を占めています。



本町の家部門の二酸化炭素排出量の推移

■ 運輸部門

2019（令和元）年度は 40.5 千 t-CO₂ であり、基準年度比で 1.4% 増加しています。自動車からの排出が多く、自動車の保有台数の増加や北海道新幹線の開業によってわずかながら増加することが予想されるため、次世代自動車の導入促進によって低減を図る必要があります。



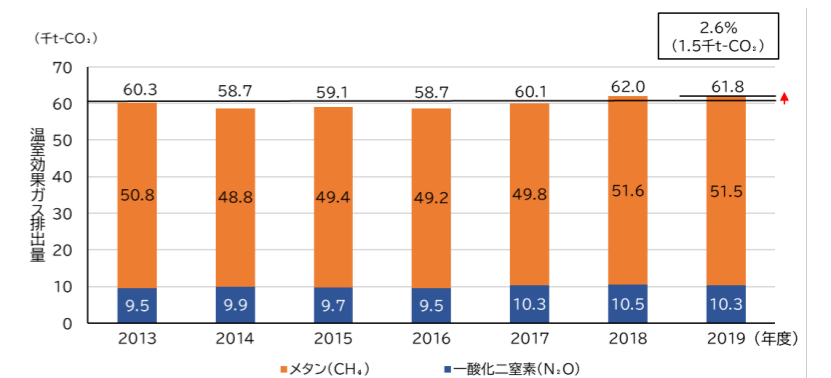
本町の運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

■ 廃棄物部門

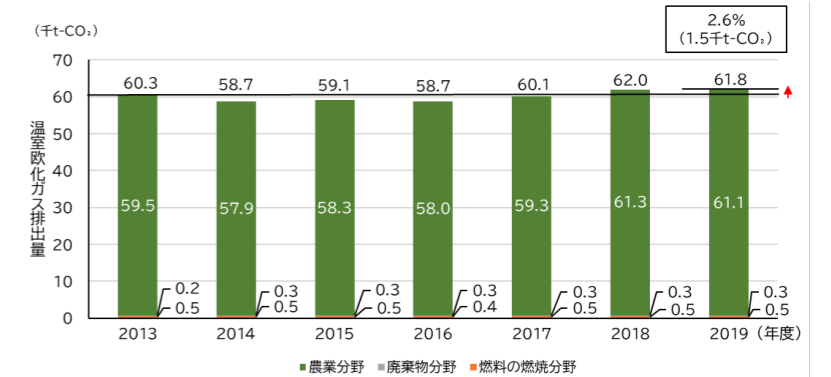
2019（令和元）年度は 1.5 千 t-CO₂ であり、基準年度比で 1.8% 減少しています。

（5）その他ガスの現状

その他ガスは 61.8 千 t-CO₂ であり、基準年度比で 2.6%（1.5 千 t-CO₂）増加し、メタン（CH₄）が 83.4%、一酸化二窒素（N₂O）が 16.6%でした。これらは家畜飼養や家畜排せつ物管理によるものが大半となっています。



本町のおもなガスの排出量の推移



本町の分野別割合

第4章 温室効果ガス排出量等の現状と将来推計（2）

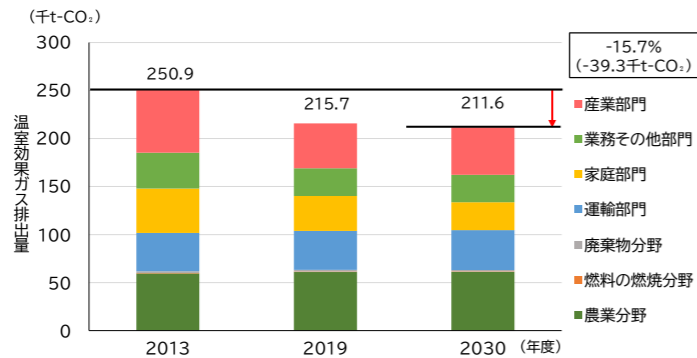
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 現状維持ケース（BAU）

(2) 将来推計結果

2030（令和12）年度における現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量は、250.9千t-CO₂となり、基準年度と比較して、39.3千t-CO₂（15.7%）削減する見込みとなり、農業分野を除くと、2030（令和12）年度は150.5千t-CO₂であり、基準年度と比較して40.9千t-CO₂（21.4%）削減する見込みとなりました。



本町の現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量

3. 温室効果ガス排出量の削減見込量の算定

- (1) 電力排出係数の低減による削減見込量
- (2) 国等と連携した対策による削減見込量
- (3) 削減見込み量のまとめ

現状維持ケース（BAU）による削減見込量、電力排出係数の低減による削減見込量、国等と連携した対策による削減見込量について整理すると、合計で88.4千t-CO₂の削減、農業分野を除いた場合90.0千t-CO₂の削減となります。

項目	削減見込み量 (千t-CO ₂)
現状維持ケース（BAU）による削減見込量（農業分野以外）	-40.9
現状維持ケース（BAU）による削減見込量（農業分野）	+1.6
電力排出係数の低減による削減見込量	-31.9
国等と連携した対策による削減見込量	-17.2
合計	-88.4
合計（農業分野を除く）	-90.0

2030年度における削減見込量のまとめ

(3) 森林吸収による削減見込量

2030（令和12）年度、2050（令和32）年度の森林による二酸化炭素吸収量は森林管理によって2019（令和元）年度の吸収量を維持すると仮定し、78.6千t-CO₂と推計されました。

2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2030年度 (現状維持)	2050年度 (現状維持)
73.2	87.6	89.9	86.4	103.9	80.2	78.6	78.6	78.6

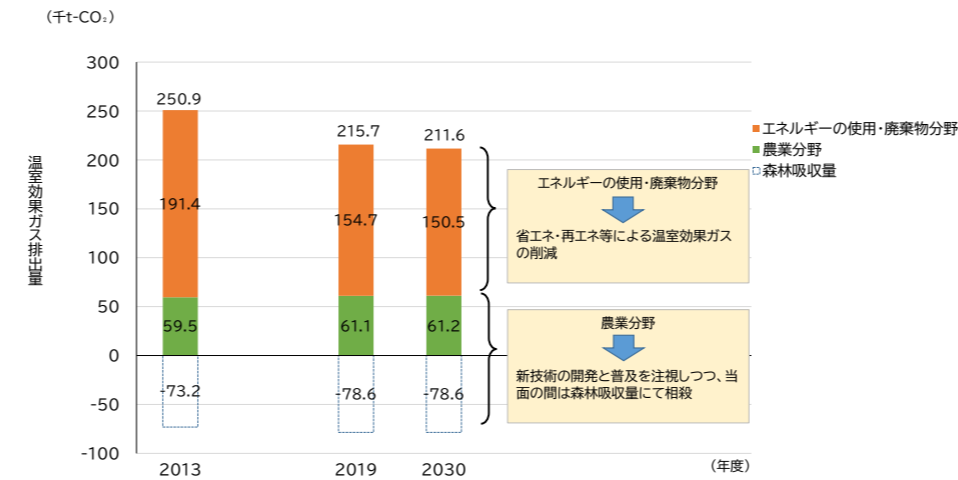
森林吸収による削減見込量

1. 削減の考え方

本町の2019（令和元）年度における温室効果ガスの排出構造は、エネルギーの使用に伴う排出が70.7%、農業分野（水田、施肥、家畜の飼養、家畜の排せつ物管理）からの排出が28.3%を占めており、農業分野からの排出が多いことが本町の特徴となっています。

エネルギー使用に伴う温室効果ガス削減に対しては、省エネルギー技術や再生可能エネルギー技術が普及、あるいは普及しつつある一方で、農業分野からの温室効果ガス排出抑制対策は、温室効果ガス低減種の選抜・開発、農用地土壌の微生物制御、バランス飼料の研究・開発が進められているところであり、今後の技術開発の進展が期待されているところです。

そのため、本町における温室効果ガス排出量の削減は、エネルギー使用に伴う二酸化炭素を中心に省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等による削減対策に取り組むこととし、農業分野からの排出は、本町内では家畜排せつ物のバイオガスプラントにおける利用など取組を継続するとともに、今後の新技術の開発と普及を注視しつつ、当面の間は森林吸収量にて相殺することとします。



温室効果ガス削減ポテンシャルの積み上げ結果

2. 2030年度における削減目標

本町では、道が策定した2030（令和12）年度に温室効果ガスを基準年度比で48%削減するという目標を踏まえ、温室効果ガスの排出量について、2030（令和12）年度までに基準年度比48%以上の削減を目指します。

2030年度における削減目標

2030（令和12）年度までに町域からの排出量（農業分野以外）を2013（平成25）年度比で**48%以上の削減**を目指します。

3. 目標達成の考え方

現状維持ケース（BAU）による削減見込量、電力排出係数の低減による削減見込量、国等と連携した対策による削減見込量を積み上げた結果、90.0千t-CO₂の削減が見込まれます。

2030（令和12）年度の削減目標は91.9千t-CO₂であり、目標達成にはさらに1.9千t-CO₂の削減が必要となります。この不足分は、町域における再生可能エネルギーの積極的利用を行い、目標の達成を目指します。

項目	削減見込み量 (千t-CO ₂)	2013年度比削減率 (農業分野を除く)
現状維持ケース（BAU）による削減見込量	-40.9	-21.4%
電力排出係数の低減による削減見込量	-31.9	-16.6%
国等と連携した対策による削減見込量	-17.2	-9.0%
小計	-90.0	-47.0%
再生可能エネルギーの導入による削減	-1.9	-1.0%
合計	-91.9	48.0%

2030年度における削減見込量のまとめ

4. 2050年カーボンニュートラルに向けて

温室効果ガス排出量の長期目標

2050（令和32）年までに**ゼロカーボンシティの実現**を目指します。

5. 2050年に向けて目指す姿とロードマップ

ゼロカーボンシティの実現に向けて、短期的・中長期的に町が目指す姿及びロードマップは以下のとおりです。

ゼロカーボンシティの実現に向けた町の目指す姿

- 町民の意識改革や行動変容が進み、一人ひとりが自発的に脱炭素化に取り組んでいる社会が実現しています。
- あらゆる場面において、太陽光発電やバイオガスプラント等の再生可能エネルギーの利用が実現しています。
- コンパクトシティの構築によって、生活の質が向上すると同時に、持続可能な社会が実現しています。
- 徒歩や自転車ですらしやすい環境整備等を通じて、子どもから高齢者まで安全・安心で暮らせるまちづくりが進んでいます。
- 循環型社会が浸透し、持続的に発展する社会が実現しています。

■短期的な取組（～2030年度）

- ・省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの導入と活用
- ・既存技術の最大限の活用と革新的技術の研究開発
- ・燃料転換の推進

■中長期的な取組（2030年度～2050年）

- ・革新的技術が社会実装されることによるゼロカーボンシティ実現への飛躍

第6章 温室効果ガス排出量の削減対策等

1. 目標達成に向けた施策の基本方針

地球温暖化問題の解決には、全世界の人々が日々の生活において、同じ目的を有し、それぞれの立場で、暮らしや事業活動を見直し、実践することが必要不可欠です。

町では次に定める4つの基本方針のもと、地球温暖化対策を推進し、支援制度の構築や、環境教育、様々な媒体による地球温暖化対策の情報発信・共有を行い、町全体での地球温暖化対策の実施を促します。

基本方針1 省エネルギーの推進

町の温室効果ガス排出量は産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門からの排出が7.5割を占めており、目標達成までの削減には生活、事業活動双方での省エネルギーの推進が求められています。

省エネルギー活動を実施することは温室効果ガスの排出抑制につながるだけでなく、生活、事業活動上のエネルギーコストの削減や地域のエネルギー自給率の向上など多様な恩恵も受けられます。

本町では省エネ機器や次世代自動車の導入、建物の省エネルギー対策についての支援や情報提供を通じて、町での省エネルギーの実施を促します。

基本方針2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光やバイオマス（家畜排せつ物、間伐材や残材、木くず、剪定枝等）などの再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出、枯渇しない持続可能なエネルギー源です。近年、導入が増えている太陽光発電に加え、本町で盛んな酪農家畜由来の畜産バイオマス資源、恵まれた森林環境の保全活動・整備事業を通じて得られる木質バイオマス資源を活用したバイオマス発電についても、本町では大きなポテンシャルを有しています。

これらを踏まえて、町域における再生可能エネルギーの導入とその利用促進について、地域の利点を生かした取組を進めていき、町内の地産地消の仕組みの構築について検討を行います。

基本方針3 廃棄物の発生抑制

町では廃棄物分野の温室効果ガス排出量が多い年度は廃棄物内のプラスチックの割合が大きい傾向があり、プラスチックごみの削減に向けた取組を継続する必要があります。

本町では廃棄物の適正処理や発生抑制、再利用、再使用等に食品ロスについての取組も実施することで、プラスチックごみに限らず、有機廃棄物の削減も促進し、廃棄物の総量削減を図ります。

基本方針4 吸収源対策

森林は、大気中に放出された二酸化炭素を固定するため、地球温暖化防止のうえで非常に重要な役割を担っています。藻場についても近年ブルーカーボンとして同様の役割が見出され、注目されています。

本町は豊富な森林資源と藻場を有しており、温室効果ガスの吸収による地球温暖化対策として非常に重要です。適切な森林管理や藻場の再生等の自然環境の保全の取組を推進します。

2. 施策の体系

基本方針ごとに主要施策を次のように体系づけます。

施策の体系

基本方針	施策
1 省エネルギーの推進	★①省エネルギー設備、次世代自動車の普及 ②住まい・建築物の省エネルギー対策 ③自動車の環境負荷低減
2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	★①太陽光発電設備の導入、利用促進 ②バイオマス資源の利活用の促進
3 廃棄物の発生抑制	★①3Rの推進 ②食品ロスの削減
4 吸収源対策	★①森林の保全 ②藻場の保全

★重点施策

3. 基本方針ごとの取組

基本方針ごとの主要施策に各主体の取り組みを示しました。

第6章 温室効果ガス排出量の削減対策等

3. 基本方針ごとの取組

(1) 町・町民・事業者の取組（省エネルギー対策）

町	
①省エネルギー設備、次世代自動車の普及 ★重点施策	
■支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率暖房機器や省エネ家電、OA 機器などの省エネルギー機器導入について、助成や情報提供を推進します。 ・スマートメーターやエネルギーマネジメントシステム等のエネルギー使用量を把握する省エネナビの導入支援、情報提供の実施に努めます。
■町の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設を対象に、LED 照明や高効率空調機、高効率暖房などの省エネルギー性能の高い機器について導入を検討します。 ・既存の庁舎等について、省エネルギー診断の実施や ESCO 事業 の活用も検討し、無理のない計画的な省エネルギー化を推進します。
■普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・電気や合成燃料などのより温室効果ガスの排出が少ない燃料への転換の促進に向けて情報収集、及び情報提供による周知啓発活動に努めます。 ・地球環境問題に関する民間団体の活動やイベントの開催などの支援を検討します。 ・省エネ診断や家庭エコ診断などを通じて効果的な省エネルギー設備、導入方法などの具体的な情報提供を実施し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促します。
②住まい・建築物の省エネルギー対策	
■支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・建物における窓やドア等に対する断熱改修への助成や情報提供について検討します。 ・新築建築物における ZEH・ZEB についての助成制度の設立を検討します。
■町の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の断熱化など、エネルギー効率の高い施設整備を推進します。 ・新規の庁舎については Nearly ZEB として新設します。
■普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・新築建築物における ZEH・ZEB を推進し、既存の建築物の改修についても世の中の新しい技術を追って情報提供を行い、建築物の省エネ化を図ります。 ・省エネ診断や家庭エコ診断などを通じた具体的な情報提供によって、住宅や建築物の省エネ化を図ります。
③自動車の環境負荷低減	
■支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車に関する情報提供や助成制度の設立について検討します。
■体制構築・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車充電スタンドの設立を検討します。 ・水素ステーションの設立などで畜産バイオマス資源から生成した水素エネルギーの供給、利用体制について、生成面や世の中の動向も踏まえながら検討します。
■普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブに関する啓発活動を実施し、取組の定着を促します。

指標項目	現状		目標 2030 年度
	直近年度	実績	
省エネ設備導入についての補助事業の設立	2023	0 件	1 件以上
町民への省エネ説明会回数	2023	0 回	5 回以上
「事務事業編」における温室効果ガス排出量	2022	9,348t-CO ₂	5,677t-CO ₂

町民	事業者
省エネ設備、次世代自動車の導入	
<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明やヒートポンプ 暖房、省エネ家電などの省エネ商品の導入、購入を検討します。 ・エネルギーマネジメントシステム等の省エネナビの導入を検討します。 ・断熱材やペアガラスの導入を検討します。 ・電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車について導入を検討します。 ・電気・ガス化などの燃料転換に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の断熱性を向上し、環境や省エネルギーに配慮を行います。 ・ヒートポンプなどの省エネルギー型の高効率機器の導入を検討します。 ・エネルギーマネジメントシステム等の省エネナビの導入を検討します。 ・電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車について導入を検討します。 ・電気・ガス化などの燃料転換に努めます。
省エネ行動の実践	
<ul style="list-style-type: none"> ・不要時の消灯、冷暖房の未使用を心がけます。 ・住宅内の温度設定は適正に保つナチュラル・ビズ・スタイルを推進します。 ・自動車運転時の急発進、急加速、駐車時のアイドリングを控えます。 ・近距離の移動の際には、自転車の利用や徒歩での移動に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー問題に取り組む組織体制について検討します。 ・事業所内の温度設定は適正に保つナチュラル・ビズ・スタイルを推進します。 ・冷暖房に要するエネルギー量を削減します。 ・自動車を運転の急発進、急加速、駐車時のアイドリングを控えます。 ・近距離の移動時、自転車の利用や徒歩で移動に努めます。 ・公共交通機関を積極的に利用します。
省エネ対策についてのイベントへの参加	
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーについての学習会やグループ活動に参加、協力します。 ・省エネルギー設備や次世代自動車導入の説明会に参加、協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーについての学習会やグループ活動への参加、協力に努めます。 ・環境や省エネルギーに対する取組等の情報の消費者への広報を行います。

第 6 章 温室効果ガス排出量の削減対策等

3. 基本方針ごとの取組

(2) 町・町民・事業者の取組（再生可能エネルギーの導入・利用促進）

町	
①太陽光発電の導入、利用促進 ★重点施策	
<p>■支援・補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅における太陽光発電設備や太陽光熱利用システム、蓄電池などの導入への助成や情報提供の実施を検討します。 再エネ事業者への電力切り替えについて助成、情報提供の実施を検討します。 	
<p>■町の率先行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期投資を必要としない PPA モデル等の活用により、町の公共施設へ太陽光発電設備の導入を検討します。 	
<p>■普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに関する情報提供のため、説明会の開催を検討します。 	
②バイオマス資源の利活用の促進	
<p>■支援・補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 間伐材や残材等の森林木質バイオマスを利用する団体の支援について検討します。 二酸化炭素の排出抑制、地域内での経済循環、森林の有効活用を図るため、町内の森林整備事業等で発生した間伐材等を活用する取組を推進します。 	
<p>■町の率先行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家から廃棄される家畜排せつ物について、バイオガスプラント で処理し、電力に変換します。 	
<p>■普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林管理で発生した間伐材や残材の運搬の助成や、有効利用について検討します。 町内の酪農家に町で実施しているバイオガスプラントプロジェクトへの参加を促し、プロジェクトの拡大を図ります。 畜産バイオマスによる水素の生成、供給、利用の環境構築について検討します。 	

指標項目	現状		目標 2030 年度
	直近年度	実績	
太陽光発電システム導入容量（累計）	2021	81,443kW	87,771kW 以上
太陽光発電設備導入補助事業	2023	0 件	1 件
低炭素電力への切り替え啓発活動	2023	0 回	5 回以上

町民	事業者
再生可能エネルギー設備の導入	
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電や太陽熱暖房などの再生可能エネルギーについて導入に努めます。 発電した電力を貯蓄する蓄電池について積極的に導入を検討します。 可搬型の小型ソーラーパネルの購入について検討します。 薪ストーブや木質ペレットストーブなどの木質バイオマスを利用する暖房器具の購入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電や太陽熱暖房などの再生可能エネルギーについて導入に努めます。 発電した電力を貯蓄する蓄電池について積極的に導入を検討します。 薪ストーブや木質ペレットストーブなどの木質バイオマスを利用する暖房器具の購入を検討します。
再生可能エネルギーの利用	
<ul style="list-style-type: none"> 導入した再生可能エネルギーを積極的に利用します。 再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを積極的に検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄予定のバイオマス資源を供給します。 導入した再生可能エネルギーを積極的に利用します。 再生可能エネルギー由来の電力への切り替えについて積極的に検討します。
再生可能エネルギー利用についてのイベントへの参加	
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入、利用、電力切り替え等の説明会に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入、利用、電力切り替え等の説明会に積極的に参加します。

第6章 温室効果ガス排出量の削減対策等

3. 基本方針ごとの取組

(3) 町・町民・事業者の取組（廃棄物の発生抑制）

町	
①3Rの推進 ★重点施策	
<p>■町の率先行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民、事業者、町のそれぞれの役割と責務について行動計画を示し、周知することでごみの発生抑制に取り組みます。 エコマーク、グリーンマークなどの再生品の利用を推進し、リサイクルを促進します。 	
<p>■体制構築・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存のリサイクルルートの実態を把握し、多様なリサイクルルートの確立に努め、ごみのリサイクルの促進を図ります。 事業者に対して、製品が廃棄となり、その処理やリサイクルに責任を持つ拡大生産責任者（EPR）を設置することを推進し、リサイクルや適正処理を促進します。 	
<p>■普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等による啓発活動のほか、減量やリサイクルに関する見学会や体験型学習会の開催などによる意識啓発を図ります。 過剰包装の注意、買い物持参袋の利用等について、町民に限らず町内各店舗にも協力を仰ぐなどして、環境にやさしい暮らし方の普及啓発を図ります。 	
②食品ロスの削減	
<p>■支援・補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 余剰食品の寄付やフードバンク設立についての支援や広報などを通じて、食品ロスの対策を推進します。 ローカルフードシステムの構築を支援し、地元の食品生産者との連携、取引を促し、町内での地産地消を推進します。 	
<p>■体制構築・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売業者や飲食業者と協力体制を構築について検討し、過剰在庫や廃棄物の発生抑制を図ります。 	
<p>■普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育、啓発キャンペーンなどを通じて正しい食品の管理や消費者の選択について周知し、食品ロスの削減に関する意識啓発を図ります。 	

指標項目	現状		目標 2030年度
	直近年度	実績	
1人1日あたりのごみ排出量	2021	1,139g/人・日	907g/人・日

町民	事業者
3Rの推進	
<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し使用できる商品の購入を心がけます。 商品は可能な限り長期間の使用を心がけます。 マイバッグ、マイマグカップの活用に努めます。 発生した廃棄物の再利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生が少なくなることを考慮した、原材料の選択を心がけます。 製造工程を改良し、廃棄物の発生を抑制します。 発生した廃棄物を再利用、再資源化します。 商品の過剰生産を控えます。
食品ロスの削減	
<ul style="list-style-type: none"> 食事の食べ残しを極力減らします。 完食できる分のみの食材購入に努めます。 食材の使い切り、食べきりによる生ごみの発生抑制に努めます。 冷蔵庫へ食品を詰めすぎないなど、食品の保存方法の工夫に努めます。 堆肥としての生ごみの利用を推進します。 余剰食品が発生した場合は寄付に尽力します。 旬の食材、地元でつくった食材の優先購入を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造または販売を検討します。 商品の長期間使用を避けます。 余剰食品が発生した場合には寄付する、堆肥化するなどして有効活用を図ります。
廃棄物の削減についてのイベントへの参加	
<ul style="list-style-type: none"> 地域のごみ拾い活動への参加、協力を努めます。 町の見学会や体験型学習会への参加に努めます。 フリーマーケットに参加、また開催の協力を努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の見学会や体験型学習会への参加、協力を努めます。 食品ロス対策の活動への参加、協力を努めます。 ごみ拾い活動への参加、協力を努めます。

第 6 章 温室効果ガス排出量の削減対策等

3. 基本方針ごとの取組

(4) 町・町民・事業者の取組（吸収源対策）

町
①森林の保全 ★重点施策
<p>■支援・補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修制度の充実、助成制度の創設などによって林業従事者の減少を防ぎ、森林環境の保全の維持を図ります。 ・林業機械導入について補助事業を設立し、森林整備体制の強化を図ります。
<p>■体制構築・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に向けた吸収源対策や土砂災害の防止など、森林の持つ生態系サービスを十分に発揮させるため、森林経営計画に即した計画的な森林整備を実施します。 ・作業路網の森林環境に負荷がかからない計画的な拡大を行い、十分な森林管理、保護を図ります。 ・木質バイオマスエネルギーなど、建築材に限らない新たな需要を生み出し、林業の活性化を促進します。 ・間伐材や残材の運搬について、地域や業界内での協力体制を構築し、輸送の共同利用や協力によってコストを削減し、有効活用を促進します。
<p>■普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、自然体験会などを通じて町の森林環境について情報提供を行い、森林保全への意識啓発を図ります。
②藻場の保全
<p>■支援・補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度を設立し、藻場の保全、回復を促進させます。
<p>■町の率先行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理や排水処理の管理などを通じて、海洋汚染を防止し、良好な海洋環境の維持に努めます。 ・地域や業界内で協力体制を構築し、適切な藻場の管理を実施し、藻場の保全、回復を促進します。 ・体験会などを開催し、藻の種子や苗を定期的に放流することで再植生を実施します。
<p>■普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、自然体験会などを通じて町の藻場の環境について情報提供を行い、保全、回復への意識啓発を図ります。

指標項目	現状		目標 2030 年度
	直近年度	実績	
森林面積	2022	30,131ha	現状維持

町民	事業者
森林の保全活動	
<ul style="list-style-type: none"> ・地元の木材を使用した木製品の優先的な利用、購入に努めます。 ・自然界への不法投棄はしません。 ・近隣の里山整備などの森林管理に努めます。 ・植樹活動への参加に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、藻場付近での環境に配慮した事業活動の実施に努めます。 ・地元の木材や木製品の活用、販売に努めます。 ・適切な森林管理に努めます。 ・間伐材や残材の有効活用に努めます。 ・適正な廃棄物、排水処理によって自然環境へ配慮します。
藻場の保全活動	
<ul style="list-style-type: none"> ・藻の再植生活動への参加に努めます。 ・海岸のごみ拾い活動への参加に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・藻の再植生活動への参加、協力を努めます。 ・海岸のごみ拾い活動への参加に努めます。
環境教育への参加	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験会などの環境教育への参加に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験会などの環境教育への参加に努めます。

第7章 八雲町気候変動適応計画

1. 気候変動への適応の必要性

本計画では、適応策を講じていくにあたって、道の「北海道気候変動適応計画」を活用して、気候変動における影響の現状と将来予測される影響の整理や気候変動における影響評価を行い、地域の特性に応じた適応策を推進します。

2. 気候変動における影響と将来予測される影響

道が重点的に取り組む分野・項目と予測される影響①

◇：現在の影響、●：将来予測

分野	大項目	小項目	予測される影響等
農業・林業 ・水産業	農業	水稲	●出穂期の前進と登熟気温の増大により収量はやや増加しアミロース含有率低下により食味向上
		果樹	●果樹栽培に適した地域の拡大 ●醸造ワイン用ぶどう生産適地が広がる可能性
		小麦、大豆、飼料作物等	●小麦：収量は日射量低下で減少。生育後半の降水量増加により、倒伏、穂発芽、赤かび病が発生し品質低下 ●大豆：収量は道央、道南の一部を除き増加。高温による裂皮が発生し品質低下。病害虫被害拡大 ●小豆：収量は十勝、オホーツクで増加。道央、道南の一部で小粒化により規格内歩留低下。病害虫被害拡大 ●てんさい：気温上昇により収量は増加するが、根中糖分は低下。糖量はやや増加。病害多発 ◇ばれいしょ：土壌凍結深が浅くなり、前年の収穫時にこぼれた小イモの雑草化 ●牧草：収量は日射量低下で減少 ●飼料用とうもろこし：気温の上昇、昇温程度に合わせた品種変更で収量は増加。病害多発懸念
		畜産	●気温上昇による暑熱対策経費の増加
		病害虫・雑草	◇道内未発生害虫の新たな発生 ●病害虫の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害拡大、道内未発生害虫の侵入による重大な被害の発生 ●雑草の定着可能域の拡大や北上、雑草による農作物の生育阻害や病害虫の宿主となる等の影響 ●病原体を媒介する節足動物の生息域や生息時期の変化による動物感染症の疾病流行地域の拡大や流行時期の変化 海外からの新疾病の侵入等
	農業生産基盤	◇降水量に関して、多雨年と渇水年の変動幅の拡大、短時間強雨の増加 ●融雪の早期化や融雪流出量の減少による農業用水の需要への影響 ●降水量、降水強度の増加に伴う農地等の排水対策への影響	
	林業	木材生産（人工林等）	●降水量の増加等による植生変化に伴う人工林施業への影響 ●病虫獣害の発生・拡大による材質悪化
	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）	◇ブリ、スルメイカの分布・回遊域の変化 ●シロザケの生息域減少 ●ブリ、ニシン、マイワシの分布域の北への拡大・移動、スルメイカの分布密度低下、サンマの成長鈍化と産卵量の増加
		増養殖等	●海洋の酸性化による貝類養殖への影響 ●藻類の種構成や現存量の変化によって、アワビ、ウニ等の磯根資源が減少
	水環境・水資源	水資源	水供給（地表水） ●渇水が頻発化、長期化、深刻化、さらなる渇水被害の発生 ●農業用水の需要への影響 ●日本海側の多雪地帯での河川流況の変化

道が重点的に取り組む分野・項目と予測される影響②

◇：現在の影響、●：将来予測

分野	大項目	小項目	予測される影響等
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	◇融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布の変化 ●高山帯・亜高山帯の植物種の分布適域の変化や縮小、融雪時期の早期化による高山植物の個体群の消滅や高山植物を利用する他の生物の絶滅
		野生鳥獣による影響	◇エゾシカ等の分布拡大 ●積雪期間の短縮等によるエゾシカなど野生鳥獣の生息域拡大 ●渡り鳥の飛行経路や飛来時期の変化による鳥インフルエンザの侵入リスクへの影響
	淡水生態系	湖沼	●鉛直循環の停止・貧酸素化、これに伴う貝類等の底生生物への影響、富栄養化
		河川	●冷水魚が生息可能な河川が分布する国土面積の減少 ●陸域生態系からの窒素やリンの栄養塩供給の増加
	沿岸生態系	温帯・亜寒帯	◇●海水温の上昇に伴う低温性の種から高温性の種への遷移 ●コンブ類の生息域の減少
	生物季節		◇●植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど
自然災害・沿岸域	河川	洪水	◇時間雨量 50mm を超える短時間強雨等による甚大な水害（洪水、内水、高潮）の発生 ●洪水を起こしうる大雨事象が増加、施設の能力を上回る外力による水害が頻発
		内水	◇時間雨量 50mm を超える短時間強雨等による甚大な水害（洪水、内水、高潮）の発生 ●洪水を起こしうる大雨事象が増加、施設の能力を上回る外力による水害が頻発
	沿岸	海面上昇	●温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面上昇が発生
		高潮・高波	◇高波の波高及び周期の増加等 ●中長期的な海面水位の上昇や高潮偏差（通常の潮位と台風など気象の影響を受けた実際の潮位との差）・波浪の増大による高潮や高波被害、海岸侵食等のリスク増大 ●温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面上昇が発生
		海岸侵食	◇高波の波高及び周期の増加等 ●中長期的な海面水位の上昇や高潮偏差（通常の潮位と台風など気象の影響を受けた実際の潮位との差）・波浪の増大による高潮や高波被害、海岸侵食等のリスク増大
	山地	土石流・地すべり等	◇短時間強雨の発生頻度の増加に伴う人家・集落等に影響する土砂災害の年間発生件数の増加 ●集中的な崩壊・土石流等の頻発による山地や斜面周辺地域の社会生活に与える影響の増大
健康	暑熱	死亡リスク	◇気温の上昇による超過死亡（直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加 ●夏季における熱波の頻度増加 ●熱ストレスの増加による死亡リスクの増加
		熱中症	◇●熱中症搬送者数の増加
その他（脆弱集団への影響）		◇熱による高齢者への影響	
産業・経済活動	観光業	レジャー	◇スキー場における積雪深の減少 ●自然資源（森林、雪山、砂浜、干潟等）を活用したレジャーへの影響
			◇記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等 ●短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響
町民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道・交通等	◇記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等 ●短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響
		その他	暑熱による生活への影響等 ◇熱中症リスクの増大や快適性の損失等

3. 気候変動への適応策

- 農林水産業分野
 - 高温等の気象条件や自然災害に対する管理、対策、病害虫発生情報などについて、農業者へ周知します。
 - 気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対して支援します。
- 水環境・水資源分野
 - 森林の水源涵養機能が適切に発揮されるように、森林の整備・保全を推進するとともに、森林整備に必要な林道等の適切な維持管理に努めます。
 - 気候の変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川などの水質検査を継続します。
- 自然生態系分野
 - 気候変動に伴う外来生物の侵入・定着により従来の生態系に変化が生じる可能性があるため、外来生物の定着に関する情報収集に努めます。
 - 希少野生動物種の保護対策の推進に伐倒駆除を実施します。
- 自然災害・沿岸域分野
 - 自主防災組織の設立促進と防災訓練の実施に取り組みます。
 - 防災ハザードマップを適切に更新し、普及啓発を進めます。
- 健康分野
 - 熱中症対策について、ウェブサイト等で注意喚起や情報提供を行います。
 - 熱中症対策に関する「熱中症環境保健マニュアル」などに基づき、暑さを避ける、こまめな水分補給などの熱中症予防について普及啓発します。併せて、「熱中症警戒アラート」を活用した熱中症予防対策についても周知します。
- 産業・経済活動分野
 - 町内の観光資源を活用したクールスポットの設定と情報発信を推進します。
 - 災害時に、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導します。
 - 町営スキー場の積雪量を監視します。
- 町民生活・都市生活分野
 - 防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに自家発電等を整備し、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めます。
 - 停電時や災害時にも活用が期待される太陽光発電システムの設置を支援します。

第8章 地域脱炭素化促進事業に係る取組について

1. 脱炭素促進区域について

市町村では地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが努力義務とされています。そのため、本町では道基準（答申案）に基づいて促進区域を設定します。

(1) 脱炭素促進区域の目的

本町では促進区域の設定により地域脱炭素化促進事業制度を活用した円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入促進を目的とします。

(2) 脱炭素促進区域の効果

事業の候補地や配慮調整が必要な課題の見える化がなされることで、事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高まるとともに、促進区域で実施される地域脱炭素化促進事業に係る各種法令手続のワンストップ化の特例等や国の支援施策での優遇等により事業者の負担が減り、事業者の参入が促進されることが期待されます。

2. 地域脱炭素化促進事業の目標

太陽光発電システム導入容量（累計）」の2030（令和12）年度目標値に資するものとします。

3. 脱炭素促進施設の種類と規模

太陽光発電を対象とし、促進区域及び事業の状況に応じて適切な規模とすることとします。

4. 脱炭素促進区域の設定に係る基準

道が検討中の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」のうち、太陽光発電に関する基準を示します。

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（道の答申案）

環境配慮事項	区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域 ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林 保安林予定森林 地域森林計画対象森林	森林法

5. 地域脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設から得られた電気を町内の住民・事業者へ供給することとします。

6. 本町の脱炭素促進区域

当面の間、本町の脱炭素促進区域は本町の町有施設群及び町有地とし、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（道の答申案）を除きます。

7. 地域の環境保全のための取組

地域の環境の保全のための取組組の詳細については道基準（答申案）を参照し、適切に設定することとします。

8. 地域の経済及び社会の持続発展に資する取組

本町においては、脱炭素促進区域で実施される再生可能エネルギー事業では以下の内容を踏まえた取組を行うものとします。

- ①事業によるエネルギーを町民・事業者が利用できること
- ②本町の課題の解決につながること
- ③本町の防災対策の推進に資すること
- ④本町の経済の活性化に資すること
- ⑤継続することができる見込みがあること

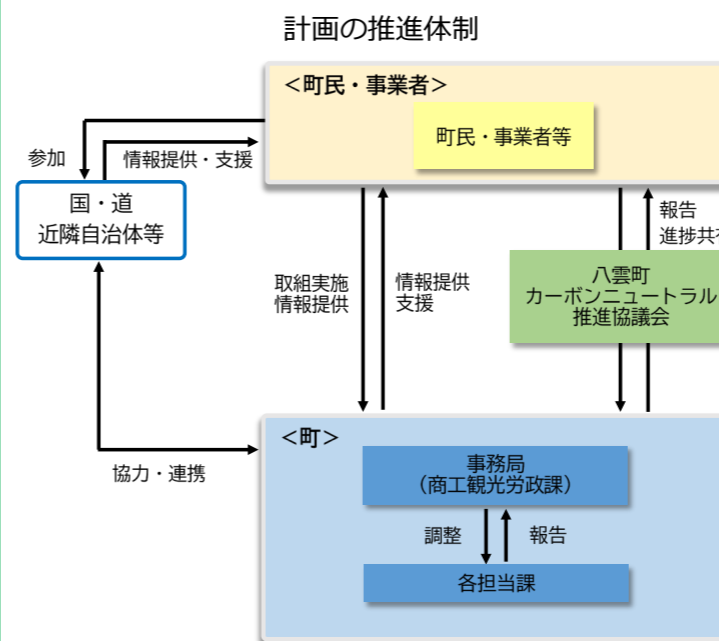
9. 脱炭素促進区域等の見直し

本町の脱炭素促進区域及び関連する基準等は、国や道の動向及び社会情勢の変化等を踏まえながら、適宜見直しを行うこととします。

第9章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

以下の体制のもと着実な推進を図ります。



2. 計画の進行管理

PDCA サイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

